平成２９年（フ）第１４３号
福島県須賀川市西山寺町163番地、土地名称等変更前住所福島県須賀川市西川字後田112番地９
破産者　星　　由樹
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２３５１号
横浜市都筑区仲町台５丁目２番25号　302
破産者　宮本　　弘
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５２号
横浜市栄区元大橋２丁目40番14号
破産者　北原一久水
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９３号
神奈川県茅ヶ崎市松尾７番33号　パインテール202
破産者　田中　　晋
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１０号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目８番12―305号
破産者　下山　翔太
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１１号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目８番12―305号
破産者　下山　涼太
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼577番地４―308号　セントラルハイツ三和Ⅱ
破産者　高橋　久男
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８号
岐阜県大垣市波須２丁目78番地　メゾンはなみずきＡ　101号
破産者　小川　光春
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
岐阜県養老郡養老町橋爪129番地
破産者　久保田正則
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
奈良県橿原市城殿町467―３　コーポ白鳥102号、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町237番地の３
破産者　濵　新次郎
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
奈良県橿原市土橋町251番地の２　八木ローズタウン
破産者　元祖関西風もんじゃ焼き真田こと　土肥　　肇
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
奈良県大和高田市昭和町８番12―309号　朝日プラザイーストウイング
破産者　生活倶楽部こと　牧村　清己
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６号
熊本市中央区坪井５丁目15番７号
破産者　中村亜矢子
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1863番地　いなりやまハイツⅡ207、破産手続開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分向花町11番７－１号
破産者　楢原　宗浩
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
鹿児島県霧島市国分府中町６番16―８号　川田借家Ａ棟
破産者　外薗美代子
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
釧路市浦見４丁目３番25号
破産者　スミカワ企画こと　住川　　誠
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
北海道釧路郡釧路町字別保122番地138
破産者　川崎　聖孝
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３７６号
仙台市青葉区あけぼの町４番32号　コーポ島谷206、従前の住所宮城県栗原市金成沢辺町144番地
破産者　白鳥　　孝
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
仙台市若林区若林１丁目13番52号
破産者　小林　重義
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係